

「事業区域以外の地域への排水の汚染状態」における排水基準

有害物質

- ・排水基準を定める省令（昭和46年6月21日 総理府令第35号 別表第1（第1条関係））
- ・排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月30日 環境庁告示第64号）

有害物質の種類	許容限度 (mg/L)	
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03	
シアン化合物	シアン 1	
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	1	
鉛及びその化合物	0.1	
六価クロム化合物	六価クロム 0.2	
砒素及びその化合物	砒素 0.1	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005	
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	
ポリ塩化ビフェニル	0.003	
トリクロロエチレン	0.1	
テトラクロロエチレン	0.1	
ジクロロメタン	0.2	
四塩化炭素	0.02	
1,2-ジクロロエタン	0.04	
1,1-ジクロロエチレン	1	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	
1,1,1-トリクロロエタン	3	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	
1,3-ジクロロプロペン	0.02	
チウラム	0.06	
シマジン	0.03	
チオベンカルブ	0.2	
ベンゼン	0.1	
セレン及びその化合物	セレン 0.1	
ほう素及びその化合物	海域以外	ほう素 10
	海域	ほう素 230
ふっ素及びその化合物	海域以外	ふっ素 8
	海域	ふっ素 15
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 (アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素、及び硝酸性窒素の合計量)	
1,4-ジオキサン	0.5	
備考		

2026年4月1日現在の基準を掲載しておりますが、最新の情報をご確認の上、ご対応ください。